

◇大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例及び大阪市立障害児入所施設条例の一部
を改正する条例

1 児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。

2 この条例は、公布の日（令和5年6月13日）から施行することにしました。

（福祉局障がい者施策部障がい福祉課、福祉局心身障害者リハビリテーションセンター管理課）